

四日市市告示第55号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年 2月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、<u>精密診断法</u>¹（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、<u>精密診断法</u>（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）に基づいて行った診断</p>

(3) 補強計画 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事又は準耐震補強工事の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成14年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「旧マニュアル」という。）に基づいて診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、前号以外の診断方法を採用する場合には、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事の計画で、学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4) 耐震補強工事 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、「一応安全です」「安全です」「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」とする工事で、補強計画を反映したものとする。

(5) から(10)まで（略）

(補助対象)

(3) 補強計画 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための耐震補強工事又は準耐震補強工事の計画で、受講耐震診断者が三重県木造住宅耐震診断マニュアル等又は平成14年発行の三重県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「旧マニュアル」という。）に基づいて診断したものであり、かつ、30名以上の受講耐震診断者が所属する団体による判定会の判定を受け、適切であると判断されたもの又は一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、前号以外の診断方法を採用する場合には、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事の計画で、学識経験者を含む判定会の判定を受け、適切であると判断されたものとする。

(4) 耐震補強工事 建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、「一応安全です」「安全です」「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」とする工事で、補強計画を反映したもの又は日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、第2号以外の診断方法を採用する場合には、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事で、補強計画を反映したものとする。

(5) から(10)まで（略）

(補助対象)

第3条 補助対象要件は次の各号とする。

(1) (2) 略

2 前項2号に定める工事に対し、他の公的補助金の交付を受ける場合又は利子補給若しくは介護保険から支給される場合は補助対象としない。

3 第1項第2号ウに定める工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1)から(4)まで(略)

4 第1項第2号ウに掲げる工事は、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者の施工によるものでなければならない。

第3条 補助対象要件は次の各号とする。

(1) (2) 略

2 前項第2号ウに定める工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1)から(4)まで(略)

(5) 他の公的補助金（四日市子育て世帯の
住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要
綱（平成25年四日市市告示第138号）
に基づく補助金を除く。）、利子補給又は介
護保険から支給される工事

3 第1項第2号ウに掲げる工事は、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者の施工によるものでなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)